

○羽村市町内会及び自治会が行うコミュニティ事業に対する助成金交付要綱

平成元年 3 月 31 日羽民地発第 10896 号

改正

平成 25 年 3 月 14 日羽市地発第 14581 号

羽村市町内会及び自治会が行うコミュニティ事業に対する助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町内会及び自治会（以下「町内会」という。）が、地域住民の連帯意識の高揚と生活環境の整備を図るために行う事業に対し、事業費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、町内会とは、基礎的な生活基盤を中心とした一定地域の住民が共同共助の精神をもって、よりよい地域環境づくりを実践していくとともに、行政との良好な連携を保ちながら「住みよいまちづくり」事業の推進を図ることを目的とする組織をいう。

(助成対象事業)

第 3 条 助成の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 環境美化に関する事業
- (2) 健康の増進に関する事業
- (3) 交通安全及び防災に関する事業
- (4) 地域の文化的事業
- (5) 関係機関等との協調事業
- (6) 町内会の運営に係る事務事業
- (7) その他地域住民の福祉の増進に関する事業

(助成金の交付額)

第 4 条 助成金の交付額は、毎年度予算の範囲内において均等割、世帯割及び活動割を基にして交付する。

2 前項に定める均等割、世帯割及び活動割の交付基準は、次のとおりとする。

- (1) 均等割は、当該年度の予算額を同年 4 月 1 日現在の町内会数を基にして算出した額
- (2) 世帯割は、当該年度の予算額を同年 4 月 1 日現在の町内会区域の世帯数を基にして算出した額
- (3) 活動割は、当該年度の予算額を同年 4 月 1 日現在の町内会の規模を基にして算出した額

3 前項各号の算定方法については、別に定めるところによる。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする町内会は、助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他必要な書類

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、関係書類を審査のうえ助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書により当該町内会に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 助成金は、前条の規定による助成金の交付決定の後に交付するものとする。

2 町内会は、前条の規定により助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 町内会は、助成事業が完了したとき、又は助成事業の決定に係る会計年度が終了したときは、助成事業実績報告書により市長に報告しなければならない。

(検査等)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、町内会から報告を求め、又は職員をして関係書類その他必要な事項を検査させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は羽村市補助金等交付規則(昭和52年規則第10号)の例による。

付 則

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

2 自治会が行う地域環境整備等事業に対する助成金交付要綱(昭和56年4月1日施行)は、これを廃止する。

付 則(平成25年3月14日羽市地発第14581号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。